

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 認定第2号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） おはようございます。

認定第2号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

特別会計につきましては、円単位でご説明いたします。

平成26年度国民健康保険特別会計の規模は、歳入総額11億10,907,787円、歳出総額10億63,913,256円で、歳入から歳出を引きました差引額は46,994,531円で、これが実質収支額でございます。

1ページ、2ページの歳入の状況につきましては、歳入の予算額は11億1,352千円、歳入額は11億10,907,787円で、予算に対する収入割合は100.87%となっております。調定額11億48,639,974円に対する収入割合は96.72%でございます。

次に、3ページから6ページの歳出の状況につきましては、歳出総額10億63,913,256円で、歳出予算額11億1,352千円に対して96.60%の執行率でございます。

7ページ、8ページの国民健康保険税の歳入額は2億10,143,801円で、前年度と比較いたしまして4,984,858円の増加で、調定額2億47,875,988円に対する徴収率は84.78%でございます。内訳は、現年課税分95.72%、滞納繰越分15.92%でございます。なお、26年度の不納欠損額として、14件1,201,700円を処分してございます。

また、現年課税分、滞納繰越分の徴収率につきましては、別冊の平成26年度特別会計決算の概要の1ページの2の歳入の状況、（1）国民健康保険税の欄に医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に区分して記載してございますので、ご参照ください。

9ページ、10ページの使用料及び手数料は115,356円でございます。

国庫支出金は2億66,137,526円でございます。療養給付費等負担金、11ページ、12ページの高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金などがあります。うち、国庫補助金は62,532千円でございます。

療養給付費等交付金は58,362,217円で、これは退職者医療に係るものでございます。

13ページ、14ページの前期高齢者交付金は2億64,567,233円で、対象は

65歳から74歳までとなっております。

県支出金は57,074,944円でございます。

15ページ、16ページ、共同事業交付金は1億29,300,566円で、高額医療費共同事業交付金は医療費800千円を超えるものに対して、また保険財政共同安定化事業交付金は医療費300千円以上800千円未満に対して交付対象になります。財産収入は82,797円でございます。

一般会計繰入金は77,144,605円で、前年度と比較して6,051,151円の増加でございます。

17ページ、18ページ、基金繰入金21,676千円を含めて、繰入金は98,820,605円でございます。繰越金は24,309,522円で、前年度と比較して3,9,500,800円の減少でございます。

19ページ、20ページ、諸収入は1,993,220円で、前年度と比較して2,709,043円の減少でございます。

次に、歳出の状況についてでございますが、23ページ、24ページ、総務費の歳出額は16,658,086円で、職員2名分の人件費、賦課徴収に係る費用、国保運営協議会費などが含まれてございます。

25ページ、26ページ、保険給付費は7億48,815,548円で、歳出に占める割合は70.38%になります。

31ページ、32ページ、後期高齢者支援金などは1億21,818,819円。

33ページ、34ページ、前期高齢者納付金等は92,969円、老人保健拠出金は5,022円でございます。

35ページ、36ページ、介護納付金は54,940,516円、対象年齢は40歳から64歳まででございます。共同事業拠出金は1億14,872,530円でございます。

37ページ、38ページ、保健事業費は5,905,916円。

39ページ、40ページ、諸支出金は721,053円で、前年度と比較して28,376,248円の減少でございます。要因といたしましては、過年度療養給付費等負担金などの償還金が減少したためでございます。

41ページ、42ページ、基金積立金は82,797円でございます。なお、基金残高は15,553,295円でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 後にしようと思って、最後にしようと思てんけれども、ちょっとというのは、この決算のことで聞くのが正しいんかどうかという、ちょっと聞くん忘れてあったんで、ごめんなさい。

27年度で12億何千万円ですよ、総額が。それで、ところがこの決算は10億円でですよ。それで、ちょっと2億円、今年、ぼんと上がっている。それで、過去をずっと振

り返ってみたら、ここ何年か、11億円という当初予算があったんですけども、ほとんど今の今年の決算で10億円ぐらいで推移しているんです。そこで、ここで聞くんおかしいというのは、今年のこと、ここで聞くんも、ちょっとおかしいかなと思うんでおかしいと言うてんですけれども、今年その10億円で推移してきたんが、いきなり12億何千万円ということにぼんと上がった理由というのはどこら辺にあるんですかね。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） はい、お答えします。

27年度の当初予算の比較でいきますと、保険給付費で35,000千円ほど、それと共同事業拠出金で1億40,000千円ほど増となっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 拠出金が1億40,000千円増えたというのが、大きな要因という理解でいいんですか。ということは、簡単に言えば、国民健康保険そのものの、その使う人が増えたと、そう単純に、ちょっといきなり2億円も増えるんかなって、ちょっとようついていかんところあるんやけれども、私の素人な疑問にお答えください。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 共同安定化事業のことで、制度改正がありまして、1円化の関係がございます。全てのレセプトに対して1円からということになったことによる増でございます。

○議長（鈴木基次君） もうちょっと詳しく言うてくれるか、はい。福祉保険課主幹。

○福祉保険課主幹（若野百合子君） 田淵議員にお答えします。

今、先ほど課長が申し上げたのと、ちょっと関連なんですけれども、共同安定化事業拠出金という歳出の項目がございます。そこは、今までは保険財政共同安定化事業拠出金というのが、300千円以上800千円未満のレセプトに対してということであったんですけども、今年度から、1円、全てのレセプトに対してということになりますので、今までの1億10,000千円ぐらいのが、約2.7倍の拠出金になります。それと同時に、共同事業交付金というのも、出が増えるかわりに入も増えるということで、約2億円ぐらいの増になっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） はい、理解できました。

確かに、この保険財政共同安定化事業というのが1億円ちょっとだった、1億3,000千円ほどだったんが、2億50,000千円ほどに急に増えている。ここが、ずっと1億円そこそこ。ということは、最後にお伺いしたいんですけども、これは一時的なもんじゃなしに、何を言いたいかと申しますと、私が初めて議員にならしてもらった頃は、たしか介護保険もまだここへひっついて、それで合わせて10億円というようなことで、介護

保険を離れて6億円ぐらいだったような記憶があるんです。それが、どんどん大きくなってきて、もう10億円になり、それが一気にこう12億円に増えた。ここから先、この国保というのが、どんなに大きくなっていくのかなという不安というか、大変や。ということは、今まで、今年の決算で10億円台というのがずっと横並びにきたと、ほんで今年の当初予算で12億円になったと。ということは、ここから先も12億円ぐらいの規模の国民健康保険という規模が続いていくんですか。それとも、一時的にこの拠出金を出したんで、次からは、また10億円ぐらいのベースに下がるんですか。そこら辺は、やっぱり12億円というような、続いていくという概念でいいんでしょうね。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） はい、お答えいたします。

予算規模についてなんですが、平成30年からは県の広域化になります。それまでの間については、ただいまの予算規模で推移すると思われまます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかに質疑ありませんか。

○議員 「ありません」

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

この決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、認定第2号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第2 認定第3号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 認定第3号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成26年度農業集落排水事業特別会計の規模は、歳入総額2億16,859,110円で、前年度1億1,065,015円と比較いたしまして1億15,794,095円、率にいたしまして114.57%の増加でございます。

歳出総額は2億14,859,110円で、前年度1億1,060,515円と比較いたしまして1億13,794,095円、率にいたしまして112.59%の増加でございます。差引額が2,000千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,000千円を差し引いた実質収支額はゼロ円でございます。

歳入の状況につきましては、1ページ、2ページ、歳入の予算額は2億27,927千円、収入済額は2億16,859,110円で、予算に対する収入割合は95.14%でございます。調定額2億24,214,398円に対する収入割合は96.72%でございます。

5ページ、6ページの分担金及び負担金の歳入額は1,431千円で、前年度と比較いたしまして1,979千円の減額でございます。内訳は、和田地区加入分担金1,113千円、入山・上田井地区加入分担金318千円でございます。

使用料及び手数料の歳入額は45,946,359円で、前年度と比較いたしまして1,268,925円の増額でございます。収入未済額は355,288円で、99.23%の徴収率でございます。

国庫支出金の歳入額は、和田地区汚水処理施設（機能強化対策）事業に対する農山漁村地域整備交付金69,000千円で、前年度と比較いたしまして53,400千円の増額でございます。収入未済額3,500千円は明許繰越分でございます。

7ページ、8ページの県支出金の歳入額は、農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金3,120千円で、皆増でございます。

繰入金の歳入額は30,512,654円で、前年度と比較いたしまして8,738,126円の増額でございます。

繰越金の歳入額は、前年度と同様にゼロ円でございます。

諸収入の歳入額は345,616円で、内訳は、預金利子2,716円と前年度にはなかった消費税及び地方消費税還付金342,900円でございます。前年度と比較いたしまして342,563円の増額でございます。

町債の歳入額は、和田地区汚水処理施設（機能強化対策）事業に対する農山漁村地域整備事業の下水道債66,500千円で、前年度と比較いたしまして50,900千円の増額でございます。収入未済額3,500千円は明許繰越分でございます。

9ページ、10ページの財産収入の歳入額は、今年度農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金を農業集落排水基金として積み立てた利子積立金3,481円で、皆増でございます。

次に、歳出の状況につきましては、一旦、3ページ、4ページに戻っていただきまして、歳出総額は2億14,859,110円で、前年度と比較いたしまして1億13,794,095円、率にいたしまして112.59%の増加でございます。歳出予算額2億27,927千円に対して94.27%の執行率でございます。

もう一度、11ページ、12ページに戻っていただきまして、総務費の歳出額は40,395,240円で、既存の和田処理区、入山・上田井処理区の管理運営費などでございます。前年度と比較いたしまして2,621,073円の増額でございます。

13ページ、14ページの建設費の歳出額は1億39,084,440円で、内訳は、施工監理委託費5,000千円、借地料390千円、補助工事、単独工事合わせて1億

33,694,440円でございます。前年度と比較いたしまして1億7,867,940円の増額でございます。また、明許繰越分といたしまして9,000千円でございます。

公債費の歳出額は32,255,949円で、内訳は、元金償還金24,626,458円と利子償還金7,629,491円でございます。前年度と比較いたしまして181,601円の増額でございます。

基金積立金の歳出額は3,123,481円の皆増で、内訳は、基金積立金3,120千円と利子積立金3,481円でございます。

なお、別冊の平成26年度特別会計決算の概要の11ページ、12ページに、和田処理区及び入山・上田井処理区の管理費及び公債費の明細を添付してございますので、あわせてごらんください。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 近年、農業集落排水だけじゃなしに、この下水道関係というか、国庫のほうの蓄えが少なくなってきたのか、非常にお金が出にくくなってきてる中で、公共下水、この農業集落排水事業とも、ここは堅実に事業をこなしているなという印象を、私は持っております。しかし、この農業集落排水に関しては、もう新しくするというよりも、完成した形に、和田は開始はしましたけれども、その中で何を言いたいのかと申しますと、やっぱり水道事業と同じように、技術的な専門家という者が、物すごく要求されてくるだんだん課になってくるのかなという、工事が終わって管理したら余計にそう思います。

そこら辺ですけれども、現在、その課の中へ新しい職員の方が配属されて、それをいわゆるプロというか、技術屋に育てるといようなときに、どっかで研修を受けるとか、先輩が後輩に教えるとかというように、そういう専門家を育てる仕組みというのは、そこら辺は行き届いているんでしょうか。もし、そこら辺で、もし課の方でも非常に苦勞しているというんだったら、ここはここで、この機会に話してもろうて、町長、ここら辺の配慮をお願いしますということも、我々からも、きちんと指摘していくおくべきだと思いますので、そこら辺について、ちょっと課長に忌憚のないご意見をお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） お答えします。

うちのほうの課で、技術職というような形で育てていくのは必要と考えております。それで、経験年数にもよってくるんですが、年数を迎えると、とある機関へ研修へ行って、その技術の資格を取ってもらうというようなことを、今のところを考えております。

それと、今現在におきましても、上下水道課の職員4名で回っておる状況でありまして、そのうちの何人かには、必ず取ってもらいたいと、僕は願っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 基本的には理解します。

課長の何か感じとしてみたら、もうちょっと余裕あって、新人をどんどん研修に行かしたいな、試験取ってこい、試験に合格せえよ、合格せえよと押しつけるだけじゃなしに、研修費のようなものというのは、やっぱり足りているのかなというのか、そこら辺、いかがなもんですか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） その都度というんですか、当然、経験年数に達したとき、それに達するだろうというときに、旅費と予算等を取っていただき、しようと思っております。それで、今現在、まだそこへ到達していないんで、予算等はないんですが、そのときになれば、予算等を確保したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） ちょっと、聞きにくいことなんやけれども、農業集落排水事業において、合併槽との、個々に、個別にちゃんと把握できているのかどうかということをお尋ねします。というのも、先だってちょっとある方から苦情を言われたんですが、農集やってんのに、水質検査云々というお手紙をいただきましたと。そういうところへ水質検査するんやて、一体何をするつもりなんやったんかなって聞かれるから、はあ、とか言うて、結局、役場に電話したら間違いだと、そういうことがあり得るのか、得ないのか、実際あり得るとすれば、どこが加入してくれて、どこが加入してくれてないよというのが把握できていないと違うかな、今の現状ではという、また不思議な疑問点が湧いていましたのでお尋ねします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課主幹。

○上下水道課主幹産業建設課兼務（大星好史君） 高野議員の質問にお答えします。

農業集落排水に接続しておるのに、個人の浄化槽の水質を検査、お願いしますという役場からの文書ということでございます。

農業集落排水事業につきましては、加入者、あとは接続者、当然、申請も必要とされますので、全て把握しております。それで、多分、今言われている方は、以前、浄化槽を据えられていた方かと思うのですけれども、浄化槽の切り替え、そのときに浄化槽の廃止届というのを、もしかすれば出してない可能性というのがあると思います。それで、浄化槽台帳の中から、これ町で管理しているわけではございませんけれども、そこから削除されてない可能性があります。ただ、そのリストをもらって水質検査をお願いします、11条検査の水質検査やと思いますけれども、お願いしますというふうに送らせてもらったのは、上下水道課から送らせてもらったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） てことは、個人で、その取り消し手続がされてなかったかということですね。もし、していても間違いで送ったということはないんですよ。その辺をはっ

きりとお答えください。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 当然、うちのほうの間違いということも考えられます。ただ、その件に関しまして、もしその方をご存じであれば教えていただきたく思います。一度、調査してみたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 上下水道課の手違いであって1通だけ行ったと、たった1通でしたら、郵券料82円ですか、で済むかもわかりませんが、最近そういったことが非常に目立ちます。ほかの課長さんも、素知らぬ顔をしているけれど、あるんですよ、せっかくお手紙送って、次また送らないかんようなこと。例えば、前のアンケートが間違いであって、ここ訂正してくださいと、1,000通以上の郵便物を送って、間違いであったと、役場って何と金持ちやなということになります。ここで言うことと違うと思いますが、結局そういうことになるんで、ちょっとした苦情が大きくなっていくんですよ、反対に。だから、十分、皆さんも気をつけていただきたいなと思うことが、そういうことをはっきり確認して出す。例えば、本当に、保険証1個でも、送り先と違う保険証が中に入っていたりというてなことがあったりも、いろんなことがあったりも、どこにも間違いはあるんですよ。あるんですけども、極力、最小限に、その郵便物を送るときはしていただきたいなというので、一つこういう、上下水道課長、気の毒なんやけれど、たまたまここで出たんで、あなたところの責任ですよということになるかもわかりませんが、皆さんも気をつけていただきたいと、それだけでございます。ありがとうございます。

○議長（鈴木基次君） もう、答弁いいですか。

○7番（高野正君） はい。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 過去の議会の中で、町長より、これ公共下水道も含めてなんですけれども、農業集落排水、また公共下水道の料金の平準化ということ、平成30年に行うという約束は町長からいただいておりますけれども、しかし30年になってから、これから取り組むんや、それじゃ、困ります、30年度にといただいております以上。

そこでですけれども、こんだけ差があるんで、段階的に行っていくんやとか、30年になったから、いきなりぱんと、そんなん言うてたら、これもめますよ。当然、課長ご理解している、これは課長の責任というよりも、町長部局の働きがなかったら、ここで平準化だつて言われたら、もう課長はそうせざるを得ませんしね。何を言いたいかというのと、30年に平準化する、前準備というのは必要だと思うんです。そこら辺について、それを課長に聞くのが正しいのか、町長にお伺いするのが正しいんか、ちょっと私はわかりかねますけれども、少なくとも30年にしますよって、どういう方法でやるんかというような話は、もうそろそろ思惑の中に入れて、計画をしていかなければ、30年になったんで、

さあ、今から始めますよというような、世間で言う眠たい話は聞きたくございません。そこら辺のことについて、どういうお心づもりをしておられるのか、それは課長なんか、町長なんか、わかりませんが、適当な方にお答え願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） お答えします。

私ども、30年ということ考えておるんですが、それまでに公共下水道の関係が、この27年、28年度にかけて終わろうかと思えます。その後、加入率、接続率の関係を見て判断していくということ考えておるんです。それで、そうすると、平成28年、あるいは29年、この時点では必ず考えていかなければならないと思っております。それで、ただ、私どもで物すごく不安なところは、農集が一番安く、公共が2番目で、その次に農集やと。和田の集落排水が一番安くて、下水は2番目で、上田井のほうが3番目ということで、その農集を基本とすると、基本料でいくと、大体、公共下水道は1.1倍ほどだったと、ちょっと手元に資料がないんですが、ほいで和田と上田井と比べると、約4割以上の差が開いておったというような状況です。それを、一気に近づけるといような、議員のおっしゃるとおり、なかなか難しい部分もあるんですが、その辺についても、まだ今のところは手探り状態で考えておらないのが実情でございます。その辺も見据えて、考えていきたいと思えます。

以上です。

○9番（田淵勝平君） ちょっと、質問というよりも、公共下水のほうが聞きたいので、公共下水のところで、今の話、ちょっと先、話してもらいたいと。ここは、もうこれで結構です。

○議長（鈴木基次君） はい。

ほかに質疑ありませんか。

○議員 「ありません」

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

この決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、認定第3号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第3 認定第4号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 認定第4号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成26年度公共下水道事業特別会計の規模は、歳入総額が2億58,025,243円、前年度2億48,143,457円と比較いたしまして9,881,786円、率にいたしまして3.98%の増加でございます。

歳出総額は2億50,725,243円、前年度2億47,543,457円と比較いたしまして3,181,786円、率にいたしまして1.29%の増加でございます。歳入歳出の差引額が7,300千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源額7,300千円を差し引いた実質収支額はゼロ円でございます。

収入の状況につきましては、1ページ、2ページの歳入の予算額は3億36,219千円、収入済額は2億58,025,243円で、予算に対する収入割合は76.74%でございます。調定額3億29,372,398円に対する割合は78.34%でございます。

5ページ、6ページの分担金及び負担金の歳入額は3,355,500円で、前年度と比較いたしまして142千円、率にいたしまして4.06%の減少でございます。

使用料及び手数料の歳入額は42,993,414円で、前年度と比較いたしまして3,026,990円の増額でございます。その要因は、供用開始戸数の増によるものでございます。

5ページから8ページにかけての国庫支出金の歳入額は43,500千円で、前年度と比較いたしまして4,000千円の増額でございます。収入未済額33,000千円は明許繰越分でございます。

県支出金の歳入額は1,713千円で、前年度と比較いたしまして233千円の増額でございます。繰入金の歳入額は1億18,349,265円で、前年度と比較いたしまして9,481,645円の増額でございます。繰越金の歳入額は600千円で、前年度と比較いたしまして8,000千円の減額でございます。

諸収入の歳入額は3,183円で、前年度と比較いたしまして22,700円の減額でございます。

町債の歳入額は47,400千円で、前年度と比較いたしまして1,300千円の増額でございます。収入未済額37,700千円は明許繰越分です。

7ページから10ページにかけての財産収入の歳入額は110,881円で、前年度と比較いたしまして4,851円の増額でございます。

次に、歳出の状況につきましては、3ページ、4ページに戻っていただきまして歳出総額は2億50,725,243円で、前年度と比較いたしまして3,181,786円の増額でございます。歳出予算額3億36,219千円に対し、74.57%の執行率でございます。

もう一度、11ページ、12ページに戻っていただきまして、総務費の歳出額は22,414,369円で、前年度と比較いたしまして732,673円の増額でございます。

11ページから16ページにかけての建設費の歳出額は1億58,070,316円で、前年度と比較いたしまして123,272円の増額でございます。また、明許繰越額は78,000千円でございます。

公債費の歳出額67,092,177円で、前年度と比較いたしまして2,470,990円の増額でございます。

基金積立金の歳出額は受益者負担金などを積み立てた金額3,148,381円で、前年度と比較いたしまして145,149円の減額でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 先ほどの料金の話ですけれども、昨日、一般会計のところで下水の話をしてお叱りを受けました。お叱りを受けた方が正しい、私の方が間違っているんです。でも、ちょっとそのときに聞いとかなわからんようになるのと思うて聞いた話なんですけれども、その話によりますと、公共下水道のほうは、第2期工事が多分なしで済んでしまうん違うやろかって、当初の計画よりも随分と人口規模が小さくなってきたというお話でした。そうしたら、さっきの料金にも絡んでくるんですけれども、結局、多分もう第2期工事はなしで済ませられますよという話。そういうことからしたら、加入者との兼ね合せあるけれども、料金体系というのは予想した金額でいけるんですかね。そこら辺、まずちょっと1点目、最初にお伺いしたいたいんです。意外と赤字が多くなるという心配というのはないのかなということ、そこら辺、ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 今のことなんですけど、第2期工事、しないということになると、その分については、当初に見込んでおった流入量が減ることなんです、かなりの分の期待していた数値が得ないというようなこととなります。ただ、今後の運営状況という中で、今回、本ノ脇地区の供用開始も始まりつつあります。それも見据えながら考えていきたいと思えます。多分、その第2期工事をやめるということになれば、当初考えていたよりは、料金体系は減るというように見込んでおります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 料金体系、安くなるということなんです、流入量が減るんで、消費量が少ないさかいお金はようけかからんという、施設が大きいんで、割かし意外と高くつくんかなと思うたけれども、そうでもない、心配したようなもんでもないんですね。

そこで、お伺いしますけれども、今年は、和田の処理区のほう、農業集落排水のほうは修繕もしましたんで、1億80,000千円ほどの当初予算でいけました。でも、何にも

工事せなんだら、大体維持費だけで言ったら、僕の場合は、農業集落排水で80,000千円ぐらいかなって、こう勝手に思っているんです。そうするとしたら、今の公共下水というのが、全体終わってしまったら、今言うように、第2期工事もしない、もうこれで一応管路も整備されて、美浜町は、三尾はいろんなことがありますけれども、一応農業集落排水の整備は終わりました。大体、予算規模というのは、どれぐらいになるんですかね。

今で農業集落排水は1億80,000千円ぐらい、今度、当初予算で、去年はもっと高かったと思うんですけどね。実際問題、管路のでき上がってしめて、管理をずっと順調にしていくとき、大きな修繕がないときは、この公共下水というのは大体幾らぐらいの、農業集落が80,000千円ですから、これでどれぐらいの規模に落ち着くんかなというところを概念として持っておきたいんで、お教えいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） ちょっと、正確にはなかなか言いづらいんですが、単純に考えると、農業集落排水の維持をしていくということで、総務管理費のほうで維持費が取っております。その金額が、40,395千円ということになっております。

それと、あと建設費に関しては、これは維持費には関係ありませんので、それを除くという中で、次に公債費、これ起債の借金の形で32,255千円ということになるんで、合わせて約80,000千円ぐらいというような形になってこようかと思います。

以上です。

今、集排です。集排違ったか。

○議長（鈴木基次君） 公共下水道、維持管理がどうか、伝えてください。公共下水の話。

○上下水道課長（太田康之君） そうですか、すみません。間違っておりました。公共下水の方です。

これについても、同じく総務管理費の一般管理費という中で22,414千円、それと建設費の中で工事費と委託料、それと補償・補填の金額を除いた額で。

建設の方は、その除いた額ということになります。それで、あとプラスが公債費の関係ということになります。合計いたしますと、ざっとですが、約1億円ぐらいというような金額になってこようかと思います。

すみません。申しわけございませんでした。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） はい、了解しました。

農業集落排水には大体80,000千円、公共下水が大体1億円ぐらいの工事と、こう認識しておいたら、あとは工事があったときには金額が膨れると。結局、美浜町で管理していく場合は、1億80,000千円ぐらいが下水道の基本的なベースの金額やという、こういう認識の仕方でいいと思います。

そこで、肝心なその料金の話に戻るんですけど、今、この長い、長くはないですけども、見てみたら、和田を早く取りかかったんで安くついた。しかし、すぐ規模がいつぱ

いだったんで、途中で繋がしてあげませんよというふうな妙な事態になり、その反省を超えて、田井、入山の集落排水を大き目につくった。ところが、人口の増加は止まってしもうたんで、形の割に余っているところが多くできて、料金が高くなってしまった。確かに、すり鉢状じゃなしに、ポンプでくみ上げながらいくというんもあると思いますけれども。ほんで、またその反省も付加して公共下水をつくったけれども、予想を超えて人口の減少が大きかったんで、2系列つくるんが、1系列で済んでしまいそうやと。ほんまに、私、議員のほうからの立場として見させてもろうたら、なかなかその時代の読みって難しいもんなんやなあという、こういう思いがします。

なぜ、その話をするかというのは、結局、その最後の起債も含めて、投資に係るお金、それが料金体系に物すごく影響をしているんですよね。個人が使うという、そのことに関しては、そんなに美浜町内では大差ない。ほんで、やっぱり平準化図るべきやということからしてみたら、その格差というのは、行政的な判断の中で出てきたんが多いん違うんかなと、私、もし間違っていたら言ってほしいんですけども。そういうことからしてみたら、確かに課長がおっしゃられましたように、30%、40%の格差も一気に上げたりしたら、とてもやないけれど、住民として、これ何よという反発にもなってくると思います。そういうことからしたら、確かに28年度、来年度ぐらいからそれに取り組んでいかないかんということ、ここで確かにもう一回確かめさせてもらいます。30年度には、これから30年に考えるんじゃなしに、30年に統一料金を完成するんやなど。ということは、町長の任期終わるまでに、料金の統一は完成するんやと、こう認識させてもらいたい、いろんな事情も理解した上ででも、そのつもりで前もってかかっていたきたいということ。ここで、もう一度だけ、念を押させてもらいたいと思います。異論がありましたら、町長、言ってくださったら結構なんですよ。そういう認識をさせてもらってよろしいんですけども、一つここで押さえておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

その方向で、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○9番（田淵勝平君） 確約と見ていいんですね。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。現時点でございますが、確約というか、その方向で取り組んでいきます。そして、田淵議員もご存じのとおり、いろんな社会情勢等との変化もあろうかと思いますが、現時点ではその方向で取り組んでまいりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 町長、それは難しいのは、わかります。しかし、政治というやつ

は、約束はしたら約束で、やっぱりきちんと、そういう方向で検討します、そういう方向と、今は思って。それは、確かにどういう事情があるんかわかりませんが、それでは優柔不断って思われますよ。30年にしますと、そこで何か事情あったら、あのときは言ったんですけど、事情が変わったんです。だから、住民も、議員も理解します。だから、そういうときは、やっぱりそういう方向で進みます。やっぱり、最終的な日の、びしっと一言いただきたい。だめならだめで結構ですけども、やっぱり議員に対して、住民に対して優柔不断と思われますよ。忠告だけしておきます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

ちょっと、教えてほしいんですけど、今、松原の処理場、これからまだまだ入るんですけども、この決算時期の時点で、例えば処理能力の余裕がどれくらいあるのか。例えば、人数的にでも、世帯的にも、世帯的に言うたらおかしいですわな、2人の世帯も、3人の世帯もあるんやから。そういうあらかし方で、例えば、あとまだ終わった時点でも、1,000人分の処理の能力が余るんですよとか、その辺、どうですかね。その辺で言っていたかないと、余りぴんとこないんですよ。どれくらい大きな物をつくっているのか。ぎりぎりの物はつくってないとは思うんで。例えば、それが、これ全部できてからでも、まだ倍の能力があるんやって、それはもう大きな物をつくり過ぎと違うんかいって決して言いませんので、その時点では仕方ないですよ。だけど、実際、もしわかれれば、お隣からも引っ張ってきて、まだまだ余裕あるよ、浜ノ瀬も、新浜地区も、吉原も大方入って、もうやっと落ちついて、それでもまだなおかつ、まだ500人ぐらいの余力はあるんですよ、処理能力のって、そういうふうに教えていただければ非常にありがたいんですが。いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課主幹。

○上下水道課主幹産業建設課兼務（大星好史君） 高野議員にお答えします。

今、公共下水道の現在の計画でございますけれども、日平均の流入量で答えさせていただきます。これが、日平均計画で、今、1080m³を予定しております。26年度の日平均流入汚水量が598m³でございます。ということは、率にしますと、今、55.4%の流入量ということでございます。それで、この数字、これから以後、田井畑の一部も8月1日に供用開始いたしました。それで、本ノ脇も整備されれば入ってきます。どれだけの余裕あるのかということなんですけれども、公共下水道の流入量自体というのが、農業集落排水とはちょっと異なりまして、大分、原単位というんか、1人当たりの流入量というのが、少し大目に設定されております。今後、管路が終わりましたら、接続の促進にも、僕らもまたお願いに回るんですけども、今、26年度末で接続、供用開始している人口が3,377人、それに対して接続してくれている人数というのが2,953人というふうに把握しております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

この決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、認定第4号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

再開は10時15分とします。

午前十時〇四分休憩

————— . —————

午前十時十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第4 認定第5号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 認定第5号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成26年度介護保険特別会計の規模は、歳入総額8億23,426,377円で、前年度7億97,369,199円と比較いたしまして26,057,178円の増額、率にして3.27%の増加でございます。

歳出総額は8億16,657,369円で、前年度7億84,656,507円と比較して32,000,862円の増加、率にして4.08%増加してございます。差引額の6,769,008円は実質収支額となります。

収入の状況につきましては、歳入の予算額は8億23,023千円、収入済額は8億23,426,377円で、予算に対する収入割合は100.05%でございます。調定額8億25,877,916円に対する割合は99.70%です。

5ページの保険料、介護保険料の歳入額は1億51,011,491円で、前年度と比較して4,181,601円の増加となりました。主な要因は、被保険者数の増加によるものでございます。調定額1億53,463,030円に対する徴収率は98.40%です。平成26年度不納欠損額として20名、624,160円を欠損処分いたしました。

使用料及び手数料の歳入額は19千円で、前年度と比較して8千円の増加となりました。

国庫支出金の歳入額は1億94,959,793円で、前年度と比較して7,610,862円の増加となりました。

その内訳は、国庫負担金では、介護給付費負担金1億36,224,558円、国庫補助金では、調整交付金53,383千円、介護予防事業の地域支援事業交付金595,250円、包括的支援事業・任意事業の地域支援事業交付金4,756,985円でございます。特に、前年度と比較して、国庫負担金介護給付費負担金で5,937,412円、国庫補助金調整交付金で1,470千円の増加となっております。

なお、システム変更などによる介護保険事業補助金は皆減となっております。

7ページの支払基金交付金の歳入額は2億18,975千円で、前年度と比較して5,640千円の増加となりました。これは、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の合計額となっております。

県支出金の歳入額は1億14,580,117円で、前年度と比較して1,175,825円の増加となりました。

9ページの財産収入の歳入額は1,403円で、前年度と比較して63円の増加となりました。

繰入金の歳入額は1億30,963,439円で、前年度と比較して5,793,786円の増加となりました。

9ページ下段の繰越金の歳入額は12,712,692円で、前年度と比較して2,149,678円の増加となっております。

諸収入の歳入額は203,442円で、前年度と比較して509,837円の減少となりました。これは、雑入の国庫負担金等の精算分の減少によるものでございます。

次に、歳出の状況について申し上げます。

一旦、3ページ、4ページに戻っていただきまして、歳出総額は8億16,657,369円で、前年度と比較して32,000,862円、4.08%の増加でございます。歳出予算額8億23,023千円に対して、99.23%の執行率でございます。

13ページに戻っていただきまして、総務費の歳出額は27,639,412円で、前年度と比較して3,696,747円の増加となりました。増加の主な要因は、第6期介護保険事業計画策定に係る委託料の増加によるものでございます。

保険給付費の歳出額は7億53,892,014円で、前年度と比較して25,135,732円の増加となりました。その内容は、介護サービス等諸費6億65,490,368円、その他諸費602,360円、高額介護サービス費15,000,108円、高額医療合算介護サービス等費2,492,828円、特定入所者介護サービス等費35,060,230円、介護予防サービス等諸費35,246,120円でございます。

介護サービスの充実に伴い、居宅介護サービス給付費で前年比17,658,428円の増、地域密着型介護サービス給付費で2,926,233円の増となっており、また一方、施設介護サービス給付費は、施設入所者の減少などにより、前年比2,337,964円の減となっております。

21ページ下段の地域支援事業の歳出額は17,699,909円で、前年度と比較し

て2,664,773円の減少となりました。

27ページの基金積立金の歳出額4,001,403円で、前年度と比較して4,000,063円の大幅な増加となりました。これは、26年度で4,000千円を積み立てたことによるものでございます。

次に、諸支出金の歳出額は6,457,965円で、前年度と比較して1,833,094円の増加となりました。内容は、前年度の補助金などの精算で、支払基金などへの償還金及び第1号被保険者の移動に伴う還付金でございます。

29ページの公債費は6,966,666円で、24年度からの支出であります。これは、県の財政安定化基金償還金であり、平成23年度に和歌山県介護保険財政安定化基金より20,900千円の借入れをしたことに伴う償還金であり、26年度で償還済みとなっております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

この決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、認定第5号 平成26年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第5 認定第6号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 認定第6号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成26年度後期高齢者医療特別会計の規模は、歳入総額が2億2,691,953円で、前年度の2億261,572円と比較して2,430,381円の増額、率にして1.21%の増加でございます。

歳出総額は2億1,561,853円で、前年度1億99,087,572円と比較して2,474,281円の増額、率にして1.24%の増加でございます。差引額1,130,100円は実質収支額となります。

1ページ、2ページの歳入の状況につきましては、歳入の予算額2億3,363千円、歳入額は2億2,691,953円で、予算に対する収入割合は99.67%でございます。

す。調定額2億2,691,953円に対する割合は100%でございます。

3ページ、4ページの歳出の状況につきましては、歳出総額は2億1,561,853円で、歳出予算額2億3,363千円に対して、99.11%の執行率でございます。

5ページ、6ページの後期高齢者医療保険料の歳入額は63,014,700円で、前年度と比較して709,700円の増加でございます。調定額63,014,700円に対する徴収率は100%です。

分担金及び負担金の歳入額は459千円で、人間ドックの健診に係るもので、前年度と比較して69千円の増加でございます。

使用料及び手数料の歳入額9,500円は督促手数料でございます。

繰入金の歳入額は1億27,713,148円で、前年度と比較して4,306,981円の増加でございます。その内容は、事務費繰入金が16,279,625円、保健基盤安定繰入金が25,815,523円、7ページ、8ページの療養給付費繰入金が85,618千円でございます。

繰越金の歳入額は1,174千円で、前年度と比較して259,500円の減少でございます。

諸収入の歳入額は10,321,605円で、前年度と比較して2,395,900円の減少でございます。要因は、過年度分療養給付費負担金返還金の減少、過年度事務費賦金返還金の皆減によるものでございます。

11ページ、12ページからの歳出です。

総務費の歳出額は1億97,109,253円で、前年度と比較して5,349,070円の増加でございます。その内容は、職員の人件費、後期高齢者医療広域連合納付金、人間ドック健診などの費用でございます。

諸支出金の歳出額は4,452,600円で、前年度と比較して2,874,789円の減少でございます。要因は、一般会計繰出金の過年度分療養給付費負担金返還金が減少したことによるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 細かなというんか、大きなこと聞かせてもらいたいんですけど、これ、もう、今、昔と違って県でやっているんでしょう。ほんで、安いみなべとかあったような激変緩和措置も、もうそろそろなくなってしまったと思うんですけども、何を言いたいかという、将来、国保もこうなると。これ、条例があるんで、当然、美浜町でやらなあかんということは理解します、もちろん。それで、これ県でまとめてやっているだったら、会計も何もかも県税って、県税か何かでこう各町村へ徴収して、そういうようなやり方の可能性というのはないんですか。というのは、事務費だけでもすごい、こう大変やったと思うんです。ほいで、ほかのことで地方分権で各町村にいろんな仕事が増えてくる中で、これ県が担当したんだったら、もう県税か何ぞで後期高齢者の保険料も何らか

の形をとって、これから、何を言いたいかという、国保もそういう県になってくるでしょう。国保の場合のほうが、いろんな事務は、やっぱりこの町に残しておかなあかん可能性があると思うんですけれどもね。そこら辺、一本化で見るとしたら、もういっそのこと、県でまとめてやるというような方法というのは、絶対やっぱりどこまで行っても町へ、法律じゃないんですよ、可能性として、町へして、残しておかないかんような理由というのは何かあるんですかね。国保のこともあるんで、伺いたいんですけれども。どんなもんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） はい、お答えいたします。

県の予算でできないのかということですが、今現在、高齢者の医療の確保に関する法律というのがございます。その第49条の規定により、特別会計を設けなければならないとなっておりますので、法律上、市町村でやらなければならないということになります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ということは、それはもうここで話しても、話、始まる話じゃないんですけれども、その条例のほうが県でやるようにするというようなことになったら、負担金か何かで、結局、何を言いたいかという、この形になったら、結局、後期高齢者とやかく言うても、もう雲の上の話というか、届く話じゃないんでしょう。上からこんだけ負担金徴収しなさいというたら、もう払わざるを得ただけで、ここで会計で本当に正しいかどうかという、事務費が要るだけで何もないと。とにかく、その法律が国のほうで変わったら、もう県でやろうと思うたら、何ら支障はないんですよ。ということは、国保も、その可能性は、当然、法律があるんで、町村でこの形と同じ形になってくると思うんですけれども、その法律さえ変わったら、もう県で全部やるという可能性は、もちろん、国のほうですよ、そうなるんでしょうねということをちょっと確かめさせてください。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） はい、お答えいたします。

国保のほうとの話なんですけれども、平成30年4月から広域化になります。その場合については、県のほうの予算もございまして、市町村のほうの予算もございまして。その中身につきましては、今後、運営方針というのが県のほうで策定されますので、その中で決まってくると思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 基本的に、課長の答弁で理解はするんですけれども、多分、ずっとこれからこの後期高齢者の会計も特別会計という形で残る。それで、国民健康保険も、今おっしゃったようなことからすれば、特別会計で残ると。でも、その事務の処理を考え

たら、結局、そこら辺の国のほうで条例の整備さえすれば、もう県でこれ運営しても、例えば一般会計の中に、我々、広域の繰出金あるですよ。あれと同じように、各町村からこっだけ負担金出しますよ。もちろん、負担金出す以上は会計の報告は欲しいですけど、向こうは向こうで処理してくるというんか、特別会計のような格好をとらんでも、それは、国の法律さえ変えたら可能なんですよ。そのほうが、ずっと世話ないように思いますよね。私の考え方、間違っているんですか。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） お答えいたします。

法律が変われば、県のほうでの運営ということになってこようかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

この決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、認定第6号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第6 認定第7号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 認定第7号 平成26年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

1ページ、2ページの収益的収入及び支出につきましては、税込みの表示となっております。収入につきましては、水道事業収益額は決算額1億37,363,138円で、その内訳は、営業収益で1億22,720,002円と営業外収益14,643,136円でございます。予算に対する収入率は95.25%でございます。

支出につきましては、水道事業費用額は決算額1億55,118,949円で、予算に対し不用額は8,194,051円でございます。その内訳は、営業費用で7,099,874円、営業外費用で409,443円、特別損失で184,734円、予備費で500千円でございます。また、執行率は、水道事業費用で94.98%でございます。

なお、不用額の主なものは、営業費用で修繕費1,070,120円、薬品費1,092,714円、材料費505,097円、受託工事費で工事請負費2,500,520

円でございます。

次に、3ページ、4ページの資本的収入及び支出につきましても、税込みの表示となっております。

資本的収入につきましては、決算額5,379,200円で、その内訳は、加入分担金324千円と公共下水道事業に伴う水道管移設工事の補償金5,055,200円でございます。予算に対する収入率は22.56%でございます。

資本的支出につきましては、決算額84,744,311円で、その内訳は、建設改良費56,340,120円と企業債償還金28,404,191円でございます。執行率は70.79%でございます。

また、地方公営企業法第26条の規定によりまして、2,320,920円を繰り越してございますので、不用額は32,646,049円でございます。主な要因といたしまして、公共下水道事業の繰り越しに伴い配水管移設費が不用となったことと、請負工事や設計委託費の入札差額によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額79,365,111円につきましては、過年度分損益勘定留保資金13,771,049円、当年度分損益勘定留保資金61,464,942円及び当年度消費税資本的収支調整額4,129,120円で補填してございます。

次に、5ページ、6ページの損益計算書につきましては、前年度との調整を図るため、金額は税抜き表示としてございます。

営業収益の合計は1億13,926,743円で、営業費用の合計は1億38,038,310円となりますので、差し引きいたしますと、営業損失は24,111,567円でございます。

営業外収益の合計は14,650,859円、営業外費用の企業債支払利息等10,638,957円を差し引きいたしますと、営業外利益は4,011,902円となり、営業外利益を営業損失に加算いたしますと、経常損失は20,099,665円でございます。経常損失に特別損失1,785,266円を加算いたしますと、当年度純損失は21,884,931円でございます。

当年度純損失は、前年度繰越利益剰余金で補填してございます。前年度繰越利益剰余金から当年度純損失を差し引き、その他未処分利益剰余金変動額を加算いたしますと、当年度未処分利益剰余金は91,883,936円でございます。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書につきましては、建設改良積立金15,000千円で、当年度末残高は67,500,687円、減債積立金当年度残高は8,000千円でございますので、積み立て合計は75,500,687円でございます。

未処分利益剰余金につきましては、前年度末残高は1億12,992,316円で、建設改良積立金15,000千円を処分し、当年度純利益21,884,931円を差し引きし、みなし償却廃止に伴う経過措置15,776,551円を加算いたしますと、当年度

度末未処分利益剰余金は91,883,936円でございます。

剰余金処分計算書（案）につきましては、当年度の未処分利益剰余金91,883,936円のうち、建設改良積立金15,000千円と資本金への組み入れ28,339,228円を処分し、翌年度繰越利益剰余金を48,544,708円にいたしたく提案するものでございます。

次に、9ページ、10ページの貸借対照表につきましては、これも前年度決算との整合を図るため、金額は税抜きで表示してございます。

資産の部につきましては、有形固定資産及び無形固定資産の固定資産合計は12億75,660,262円でございます。流動資産として、現金預金は1億89,406,843円でございます。未収金は12,575,299円で、その内訳といたしましては、営業未収金11,701,129円で、主に3月分水道料金8,395,480円、その他3,305,649円で、3月分水道料金につきましては、請求が1カ月遅れとなりますので、全額未収となっております。営業外未収金は874,170円で、公共下水・農業集落排水事業のデータ使用料でございます。

貯蔵品2,315,863円につきましては、量水器及びボックス、修繕用継ぎ手材等の資材でございます。流動資産合計は2億4,298,005円でございます。資産合計は14億79,958,267円となっております。

負債の部につきましては、固定負債合計は3億12,470,660円、流動負債合計は44,474,465円、繰延収益合計は2億66,608,825円で、負債合計は6億23,553,950円となっております。

資本の部につきましては、資本金合計は6億56,801,552円でございます。剰余金の資本剰余金は32,218,142円、利益剰余金は1億67,384,623円で、剰余金合計は1億99,602,765円でございます。資本合計は8億56,404,317円となっております。

資産合計と資本・負債合計がそれぞれ14億79,958,267円で、貸借が一致するものでございます。

次に、11ページ、12ページの議会議決事項につきましては、予算議決等7件でございます。

工事の概要につきましては、配水管整備費として工事1件、公共下水道工事に伴う配水管移設工事3件、施設改良費で藤井取水場導水ポンプ電動弁点検整備業務工事2件、田井浄水場残留塩素計の購入、配水施設改良費で西山配水池の設計委託業務、進入路設置工事取り付け道路用地の購入、導水施設改良費と送水施設改良費でそれぞれ工事1件を実施してございます。

なお、公共下水道の明許繰越に伴い、水道管移設工事を平成27年度に予算繰り越しいたしてございます。

次に、13ページ、14ページの業務量につきましては、給水戸数3,817戸、年間

配水量は93万3,903^m、年間有収水量は893,984^mとなっております。年間有収水量を前年度と比較いたしますと、4.14%の減少でございます。また、有収率につきましては、95.73%でございます。

事業収益及び事業費用に関する事項につきましては、収益・費用の前年度との比較をしたもので、金額は税抜き表示でございます。

事業収益合計は、前年度と比較して4,950,140円の増額となっております。主な要因は、有収水量の減少に伴う水道使用料の減額はあったものの、営業外収益のうち、会計制度の改正に伴い、新たに長期前受金戻り入れが加わったことによる増額でございます。

事業費用合計につきましては、前年度と比較いたしますと41,279,767円の支出増となっております。主な要因は、資産等不明で整理されていた資産を地方公営企業会計改正に伴い、その不明資産30,319,959円を固定資産除却費で処分いたしましたものでございます。

企業債及び一時借入金につきましては、企業債前年度残高は3億70,289,899円で、本年度借入額はなく、本年度償還額は28,404,191円を償還いたしましたので、本年度末残高は3億41,885,708円となっております。一時借入金はございません。

なお、企業債の明細につきましては、21ページに添付してございます。

次に、15ページから18ページの収益及び費用の明細につきましては、損益計算書の資料でございます。

次に、19ページ、20ページの固定資産明細書につきましては、資産の増減をあらわしたものでございます。

年度当初の残高は24億89,013,605円、当年度増加額は95,979千円、当年度減少額74,868,844円でありますので、年度末残高は25億10,123,761円でございます。減価償却累計額の当年度増加額は52,633,711円、当年度減少額はなく、累計額は12億34,463,499円でございます。年度末残高から償却累計額を差し引きますと、年度末償却未済額は12億75,660,262円でございます。

次に、21ページの起債台帳につきましては、未償還元金は3億41,885,708円でございます。

次に、22ページ、キャッシュフローの計算書につきましては、資金期末残高は1億89,407千円でございます。

最後に、23ページの注記につきましては、重要な会計方針に係る事項等でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

水道の会計というのは、単年度で毎年数百万円の黒字だそうではありますが、またあれ言うていいのかな、単年度で数百万円の黒字、そこに、課長、あなたの給料入っていませんよね。社長の給料を払わないで、会長の懐からこっち給料払いながらやっている企業会計です、企業会計。これが果たして企業会計と言えるのかどうか。起債をするときに、私、銀行マンなら金貸しませんよ、こんな不良企業に。後ろに美浜町という役場がついてあるから、金貸すんですよ。企業と言えますか、町長。だから、値上げは必要なのではないかと申し上げているんですよ、一般質問の折にも。その辺、いま一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） はい、高野議員。

○7番（高野正君） はい、7番。

私の言っていること、わかるでしょう。企業会計の社長は、上下水道課長の太田課長と。ところが、その給料払っていません、企業会計で。会長である町長のほうから、一般会計から払っている。こんなん、企業と言えるんですかと。おかしいやないですか。何でかわかりますよ。課長の給料払ったら、水道料金上げざるを得ないんですよ、基本的にね。それでいいのかなということなんですよ。やっている、やっているというても、一般会計から繰り出して、課長の給料払って、水道企業会計、黒字ですよって胸張れますかということを上申しておるんです。よろしく申し上げます、答弁。

○議長（鈴木基次君） 少し休憩します。

議員は、そこで、議場で待機してください。

午前十時五十九分休憩

——— . ———
午前十一時〇二分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

非常にお答えしにくい、ややこしいご質問であったかと思います。高野議員もご存じのとおり、上下水道というような形の中で、現在の課長でございますが、兼務辞令ということで現時点は出ささせていただいております。おっしゃるとおり、その企業会計ということでいけばあれなんですけれども、そうなれば、やはり独立採算というような形の中で水道料金ということではね上がります。そういった形の中で、現在は兼務辞令の中で、特別会計、公共とか、その辺から出ささせていただいておるのが現実でございますが、なかなか上水道のほうでというのは、私自身は、難しいのではなかろうかな、現時点で言えば、このまま踏襲していきたいなど、このように思います。

おっしゃるのはわかるんですけれども、なかなかそれが当然のことながら水道料金という形ではね上がってこようかと思しますので、そうなれば、やはり住民に対しての皺寄せもあろうかと思しますので、現時点ではこのままいきたいと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

水道料金にはね上がると思いますが、企業会計ですから、はね上がっても当たり前やないですか、基本的に。それが、正しい運営の仕方だと思っております、私は。ですから、あそこに上下水道課、公共下水道事業、農業集落排水、3つありますよね。だから、3分の1ずつして、農集とか、公共下水道は一般会計から出してもいいですよ、それは。だけど、課長の給料を全部一般会計でおんぶにだっこで、企業会計にあるまじき行為ではないかと思っておりますので、その辺のところですよ、やっぱり。やはり、全部とは言わなくても、3つの分担作業で1つの課でやっておられるんですから、やっぱり3分の1でも負担すべきではないかなと、それが正しいやり方ではないかなと思っておりますが。

もう一度、今、その辺のところを総務政策課長からでも結構ですから、本当にそれでいいのかどうか。非常に疑問点ですよ。それで、水道料金が上がる。それ、いたし方ないじゃないですか。今までそうやって無理してやってきたんでしょ。せつかくの企業会計、正しい方向に戻しませんか。そういうことですよ、やっぱり。

人口何万人以上のところは絶対せないかんで、そういう縛りがあるんでとか、そういうことが、話、別ですよ。やっぱり、企業会計と名がつけば、やはりそこは一度考えていただくべきだと思うんですが、どうですか、総務政策課長。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 高野議員にお答えします。

確かに、かつて美浜町の機構の中で水道課というのは独立した課でありまして、今のよう上下水道課というふうな、兼ねた課になったんですが、まだそんなに年数経っていないわけでございます。それで、水道課が独立した課であったときには、課長はじめ、水道課の職員については、全てその企業会計の中で給料も出ていましたので、もちろん、その分が水道料に反映しているという形になってございました。それが、上下水道課という今の2つの業務を兼ねるとい課の形になったときに、一番給料が高いであろう課長の給料については、水道会計のほうではなくて、今は、公共下水道事業会計のほうで出しているわけです。

議員おっしゃるように、全て独立採算という意味で言うと、かつての水道課のときの形のように、全て料金に転嫁という形が正しいやり方であるとは思いますが、そこではやはり少しでも住民さんに水道料金が上がらないように、負担をおかけしないようにという判断での今のよう形になったのだと思っております。

ただ、近い将来、公共下水道事業、集落排水事業につきましても、今は法非適の公営企業ですが、ここも法適企業に変えていかなければならないという流れがあります。そうなってくると、下水道事業、集排事業についても、独立採算という形に持っていかなければならないというのは、近い将来、そういう形が見えておりますので、いずれにしても、下水道料金に課長の給料を転嫁するか、水道料金に課長の給料を転嫁するかというの

をまた判断しなければならない時期というのが必ず来るものだと思ってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 私、そんなに難しいもんだと思っておりません。というの、住民に水道料金、下水道料金が高くなるんで、だから公営企業法の理屈どおりやるというのは、うまいこといかんね。それを理由にします。下水道料金なり、水道料金上がる。日高病院なんか、繰出金で一般会計からいっているんじゃないですか。もし、私は、今のが全く悪いと否定しているわけじゃないんですよ。もめることじゃないと。高野議員のおっしゃるように、公共下水は公営企業法できちんとやるとしたら、そこで出資金のほうで給料100%一般会計で払っていくなり、出資金のほうでそれなりに割り振っていったら、それでいくんじゃないんですか。私、聞いていたら、率直にそう思うんですけど、それだったらいかんという理由をば教えてください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） はい、お答えします。

今現在ですと、公共下水道事業特会と農業集落排水事業特会については、法非適の公営企業でございますので、人件費については一般会計から繰出金というのが可能になりますけれども、これが、近い将来、完全に独立の法適の公営企業になりますと、人件費の繰り出しというのは一般会計からできなくなりますので、あくまでその場合は料金で独立採算にしてくださいという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今ので、勉強になりました。ありがとうございます。

そこでですけども、30年度ぐらいをめどに、結局、やっぱり人口減が原因で、水道料金の値上げも考えていかないかんという話ですと、私のイメージからしてみたら、もう何十年、十年以上前から1億10,000千円、1億20,000千、40,000千円という金額になっておりますけれども、水道事業というのは、ずっと同じぐらいの金額で、先ほどの下水じゃないですが、一応形としてはでき上がっているんで、特別なことない限りはずっとそれぐらいで推移しているなという話なんですけれども。実際問題、人口減というのは何人ぐらいやったら、実際問題、何人ぐらいの人口を保っていたら、そういう値上げをしなくて済むんですか。そこら辺、感覚的に理解しておきたいんで、結局、8千人、今7,600とかという数字、今度の国勢調査でどれぐらいの数字が出てくるんか、わかりませんが、500人ぐらい減じゃないかなというような話もありますけれども、調査せんでも確実に水道料金というのは、人口減りつつあったら、使わないようになってくると。そういう形からいうたら、何人ぐらい、こっちはもしかしたら、こちらの答弁になるんかしらんけれど、どれぐらいの人口維持していたら値上げしないで済むんですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） すみません。給水のその人口についてのところは、私のほうではわからないんですけども、ただ、課長の1人分の人件費を仮に水道へすべて持っていったとすれば、やはり給料と職員手当、あと共済関係の組合への負担金であるとか、退職手当関係の積み立てとかというような形で、やはり1人でも七、八百万円というふうな分がのってくるかと思えます。

それと、今年行います配水池の建設で起債を借ります。これが、5年間は利子のみの償還ですので、元金は据え置きになりますけれども、6年目からその元金の償還が始まります。そこをあわせて、課長1人分の人件費と、今年、工事をします分の起債の償還、元金の償還が始まったときに幾ら増えてくるか。その増えてくる金額と、さっき言われました給水のほうで減っていく料金の減、そことのバランスで、その差額分をどう埋め合わせして料金に転嫁するかという計算になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 人口減という中で考えていくと、毎年100人程度減っていくという中で、今、計画している人口より、29年ぐらいになると、200人、300人ほど減っていくという中で、実際、この30年と考えているのが人口減という部分もありますし、それとやっぱり家電製品の節水家電というのが大きな問題もあり、水道使用料も減ってきているというようなところもあり、なかなか見極めるというところは難しいところでもあります。

ただ、一度、僕ところの計画でつくっている中で、29年度ぐらいには、恐らく危機がやってくるのではないかなと思います。まだ、プラスではあるかもわかりませんが、これはあくまでも計画ですので、それより必要以上に人口が減るとい、取水が減るといようなことが考えられます。その辺も考えながら、見据えながら、29年度をめどと考え、30年度には何らかの方法をとりたいたかなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 基本的には了解します。

何とかやっつけていけるといっても、結局、本来資本的な財産のものを食い潰している状態なんですよ、実際問題。それだけのものが、投下資本したものがそこへ残ってなけりゃいかんけれど、その利益を食い潰しながら黒字をしているということで、本来本当に黒字かどうかというのは怪しいもんやというんか、本当の企業会計からいうたら、やっぱり次新しく、水道をやりかえるときには、それだけのお金がそこに残ってなけりゃいかんけど、それを食い潰しているんで、何とかやっつけていけるとい、そこから理解します。

ただ、和歌山県下でも美浜町というのは、それはかつての行政のやり方が上手だったんで、順番からしたら、かなり上位の安いほうにあると思うんです。そこから踏まえて、今、課長がおっしゃいましたように、これ、課の統廃合のときに、もう既にその問題は絶

対問題ですよと、そのときから言っていたんですよね。今言うように、公営企業法と普通の一般会計のものと一緒にするのはいかがなものかというようなことで、その話は課題になって、難しい、難しいという話は最初から出ていたんですよ。でも、そのときには、こういう選択肢をとったわけなんでしょう。だから、確かに、それは課長がおっしゃるように、法律ではもう絶対できんねと、そう課長がおっしゃるんでしたら、全くそのとおりなんです。出資金は、もう絶対だめなんだと。そういうことになっているんでしょうけれども、別に、人件費で出資出すより、繰出金のほうには名前書いてないんで、人件費を大きくするというようなんじゃないしに、不足分を負うというような格好だったら、法的に、それでもだめなんですか。それは、ちょっと念を押しておきたいというんか、確かめておきたいんですけど。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） すみません。ちょっと、今、手持ち資料ないんですけども、公営企業への繰り出し基準というのが、毎年、国のほうで定められております。そこには、人件費を補填する繰り出しというのは、これはだめというふうになっています。

それで、今回、例えば配水池のこの建設については、一般会計から70,000千円の繰り出しというのを、この27年度予算の中で持っているわけですけども、この繰り出しについては、配水池のそういう災害対策、緊急対策に要する工事に対する出資であるということで、こういう場合は出資の基準にかなうので、一般会計出資に充てていいと。それ以外、そういうのに限定されたものでないと出資はできないというふうに、基本なっておりますので、人件費の補填のためだけに水道へ一般会計から出資するというのは、これは、繰り出し基準の中でそれはだめというふうになるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 多分、そうやと思う。でも、繰出金にこれ人件費と書いているんですか。結局、営業を行って行って、プラス・マイナスして赤字になった場合、赤字補填って出すんに、これ人件費やって繰出金に書いているわけじゃないんでね。一つの、もちろん今言うように、タンクをつくるとか、そのときに繰り出しになるのは当然わかります。そやけど、人件費補填しやるんで、繰出金に、例えば日高病院も公営企業法でやっていて、繰出金、負担金という格好でありますよね。それで、繰出金出しますよね。でも、繰出金に人件費って名前書いてないけれど、毎年払っているんじゃないかな。理論的に言や、決してそうしろと言うつもりはないんですよ、私は。だから、難しくないとしますよという意味で、ほんで水道料金もそんなに極端に物すごく高いというていうわけじゃないし、今言うているように、人口減とか、また家電の省エネで水道代要らんというようないろんな条件で下がってくるというのは理解もします。だから、どうしろというんじゃないですけども、別に公会計でいくというのも、そんなに難しいものでもなけりゃ、また値上げも将来は考えていかないかんというのも理解できますし、僕が悩むほどのことではないと

思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

やはり、独立採算という限りは、まず料金で賄ってくださいというのが大原則になるか
と思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

この剰余金の処分及び決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、認定第7号 平成26年度美浜町水
道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については認定することに決定しました。

日程第7 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題としま
す。

選挙管理委員長からの依頼書を事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

日美選第15号。平成27年9月1日。美浜町議会議長、鈴木基次様。美浜町選挙管理
委員会委員長、山本昭。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行うべき事由の発生について。

平成27年10月10日をもって美浜町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了
しますので、選挙を行われたく地方自治法第182条第8項の規定により通知いたします。

○議長（鈴木基次君） 本件、直ちに選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にした
いと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行
うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定し
ました。

選挙管理委員会委員には、田端正幸君、寄住敏和君、三輪規君、松下雅美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田端正幸君、寄住敏和君、三輪規君、松下雅美君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会委員補充員の指名を行います。

第一順位、平畑芳樹君、第二順位、武内勇一君、第三順位、糸巻孝次君、第四順位、平井佳代子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第一順位、平畑芳樹君、第二順位、武内勇一君、第三順位、糸巻孝次君、第四順位、平井佳代子君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第8 請願第3号 集団的自衛権行使にかかわる関連法案に反対を求める請願についてを議題とします。

本件について、総務産業建設常任委員長の審査経過及び結果について報告を求めます。谷口委員長。

○総務産業建設常任委員長（谷口徹君） 請願審査報告。

本委員会は、平成27年6月16日に付託された請願審査の結果を会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

請願第3号 件名、集団的自衛権行使にかかわる関連法案に反対を求める請願。

審査結果。不採択。

平成27年第2回定例会において、当委員会に付託された本請願は、平成27年6月16日、7月15日、そして8月7日の計3回にわたり審査を行いました。

その間、紹介議員であります中西議員より、本請願の趣旨説明及び内容を聴取いたしました。そして、当委員会におきましては、国民世論も踏まえ、熟慮を重ねた結果、先日9月8日の委員会最終審査において、本請願を不採択と決定いたしました。

国会での本法案の審議過程や各種報道機関による報道を精査する中で、本法案は憲法違反ではないか、あるいは他国に対し武力を行使でき得る戦争法案ではないかといった意見を多数見聞きいたしました。

本来、平和・安全の確保は、国民が皆ひとしく望んでいるところであるとともに、国においては安全保障政策を構築していく責任があると考えます。しかし、昨今テロの多発等我が国を取り巻く安全保障環境は激変してきており、現在の我が国の法体制では国家・国民の生命・財産・幸福な生活及び我が国の領土・領海を守り切れないとも言われております。当委員会といたしましては、安全保障環境の激変に対し、外交努力等で対抗するには限界があるのではないか、またはさらなる抑止力が必要ではないか等を勘案したとき、やはり本法案は我が国を守る上で非常に重要な法案であると確信いたしました。

以上の理由により、本請願は不採択といたしました。

○議長（鈴木基次君） これから委員長報告に対する質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

今、委員長からご報告をいただきましたが、その中で、4回にわたって審議をやり、世論や情勢を熟慮されて不採択と決定をされたということですが、幾つか質問をさせていただきます。

まず1点目は、こういう法案が必要やというても、もしその法案が憲法に違反をしているとなったら、憲法第98条では、憲法違反の法律は功を奏しないと、あかんと、そういうふうに決められておりますので、そこで、この法案が今の非常に必要だと判断されたことは、この法案が憲法に違反をしていないと、このように判断されたと思うんですが、その理由は何でしょう、どういうことでしょうかということです。

それから、2つ目は、この法案はなぜ必要かということで、安全保障環境の激変という理由を述べられました、安全保障環境の激変、テロとか、いろいろ言われましたが、もう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

それから、3つ目としまして、この請願書の中に、こんな文章がございます。「美浜町は先の戦争で584名の戦死者を出し、爆撃によっても77名が命を落とし、負傷者も多数でありました。このことから、町民は二度と再び戦争をしてはならないことを痛感し、憲法9条を守る署名を行いまして、334筆、有権者の過半数を超えた署名を集めました。こうした戦争は二度と嫌だ」。このような町民の声にどのように応えていかれるんか。

以上、3点についてお願いします。

○議長（鈴木基次君） 谷口委員長。

○総務産業建設常任委員長（谷口徹君） 今の3点についてお答え申し上げます。

まず、憲法違反の場合は云々ということなんですけれども、私どもの委員会、憲法学者、すみません、誰一人としておりませんでした。ほんで、憲法違反かどうかというのは、我々が判断するべき理由でもないでしょうし、国会においてもそういう話はされていますけれども、憲法違反やと言う人もいてりゃ、違反じゃないと言う人もいますので、その辺は私どもにはわかりませんし、委員会の中でも、別段、憲法違反云々というふうな話はなかったということで、それぐらいしか答弁できません。

あと、安全保障環境の激変なんです、これは受ける側がどういうふうにとめるか

だろうと思うんですけども、私は、はっきり申し上げて、安全保障環境は非常に激変していると感じております。そういった国民のうちの一人です。

あと、584名の戦死者を出し、77名、爆撃によって亡くなられたと。当然、こんなものはあってはならないことですし、私自身も、そんな戦争なんか絶対嫌でございます。内容的には、多分、これは戦争をしたい法案ではないと、僕は解釈しておりますので、別に、戦争は嫌だということに関しては同じ思いでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、今の委員長の答弁をお伺いして、もう一回再質問をさせていただきます。

憲法違反であるという判断はしなかったということで、よろしいのでしょうか。そういう憲法学者でもないしということですが、しかし日本国憲法では国民主権ということになっているわけです。つまり、国民一人一人が政治のことを考えなん、憲法のことを考えなん、こういうふうになっている中で、その判断をしなかったというんですが、学者と違うても、一般の人も、今、国会の周辺にたくさんの方が集まってきて、ちっちゃい子どもを抱えたお母さんとか、学生とか、お年寄りとか集まっています。その人たちは別に憲法学者でも何でもありませんから、やはりこれは戦争放棄を定めた憲法第9条に違反していると、こういう判断をされたんですが、その委員会でぜひそういう討論がされていなかったということで残念に思います。

それから、安全保障環境の激変ということですが、これは、今は、いろいろ言われておりますが、むしろ冷戦の時代、このときのほうが非常に厳しい環境があったと思います。その中で、だんだんと国際的にも、もう戦争はやめておこうというような方向に向かっていく中で、世界中が向かっていく中で、突出して日本がその安全保障環境が激変したということで軍備を増強する。来年度の予算にも5兆円という、今までにない防衛費をやっておりますが、そういうふうにしてどんどん軍備を増強していった。むしろ、この安全保障環境をより悪くするのではないかなと、このように考えます。

それから、3番目の戦争は嫌だという思い、これはもう誰でもそうなんやということですよ。やっぱり、そうですね。誰も戦争したくないわけです。だから、できるだけ戦争をしないように、そういうふうにしたら、どうしたらいいか。安倍さんは、そのためにはこの安全保障法制というのがええんやとやっているんですが、これは、その本質は、アメリカと一緒に、アメリカが起こす戦争に日本と一緒に協力をしていくと。かえって戦争をしていくということですから、この70年間、憲法第9条のもとで、1人の戦死者も、1人の外国人も、戦争で殺さなかった。その日本を大きく変えていく。自衛隊の方も戦死するかもわからん。そういう後方支援という形で送られていく。こういうことは、やっぱりおかしいと違うかと思うんですが、このあたりはどのような審査をされたんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 谷口委員長。

○総務産業建設常任委員長（谷口徹君） お答え申し上げます。

まず、最初の憲法違反云々ということなんですが、先ほども申し上げたんですけれども、我々、もちろん国民主権というのは理解もできますけれども、じゃ、憲法全てを国民ひとしく皆全て理解できているかというのと、そうでもない部分もあるかと思います。そもそも、どうしても解釈ができるような憲法じゃないんかなって、私は、常々思っているぐらいですから、そんな中で、別に憲法違反云々というのは、我々が最終的に判断すべきものじゃないですし、我々が仮に判断したところで、それが正解かどうかはわかりません。ですから、それは、僕らはそういうのは一切議論の中には入っていませんでした。

それで、世界の中で日本だけが突出していると。むしろ、安全保障環境を悪くしているということなんですけれども、私、政府の立場の人間じゃないんで、どうかわかりませんが、僕の認識だと、それは多分誤解だろうと思います。そのようなことは、多分、世界の中で言われている国はかなりごく少数だろうと、僕は感じておる次第です。

あと、アメリカと戦争についていくんじゃないんかなという話もありましたけれども、こういうのも余り委員会の中で議論にはならなかったんですけれども、まだ、むしろ、やはりこの法案云々が大切じゃないんかなということだけで終わったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 反対討論でよろしいですか、不採択に対する。

○議長（鈴木基次君） はい。

○10番（中西満寿美君） そうしたら、この委員会の提案は不採択ということでございますので、それに反対する立場から少し意見を述べさせていただきます。

それで、この平和安全法制というのは、先ほど、そういう憲法違反であるかどうかというのは審査は余りされなかったということですが、これは、多くの憲法学者とか、また最高裁の元判事も、これは憲法違反であると、このように指摘しております。だから、これはまず一つ意見として憲法違反であるということを強調したいと思います。

それで、日本国憲法は、二度と政府の行為によって戦争を起こさせないと誓い、そして第9条を決めまして、第9条は徹底した平和主義の立場に立っているわけです。先ほども申しましたように、第9条のおかげで日本は戦後70年間、一人の戦死者も出さず、戦争で一人の外国人も殺すことなく、平和国家として歩んでまいりました。この法案、これは新しい法律1本と、あと改正10本あるんで、合計11本あるんですが、この法案によって、自衛隊を、いつでも、どこへでも出動させる。日本が攻撃されなくても、アメリカの戦争に賛成できる。後方支援の名で武器や輸送、弾薬を提供することが可能となるなど、日本の平和国家としての国を大きく変え、戦争できる国になるということになります。そして、やがてアメリカ軍とともに全世界の紛争地で自衛隊が活動することになり、自衛隊

の戦死者が、これが現実のものになってくるのではないかと非常に心配をします。せっかく被災地でしっかりと命を助ける活動を自衛隊員の方がされておりますが、今度は命を奪う行為になっていくんだと、そういうことになります。

2つ目は、国民の理解が得られていないのではないかとということです。これは、新聞やテレビの世論調査でも、7割から8割がこの法案の説明がわからん、不足していると回答しております。そして、6割が今国会での採択に反対をしている。また、慎重姿勢を示しております。衆議院、参議院で200時間を超えて審議したと言われますが、この法案の説明は非常にずさんで、しばしば審議が中断されて、その中断された回数は衆参両院で220回もあります。また、首相と中谷防衛大臣の答弁が食い違う、こういうことも多々ありました。

こういう中で、8月30日には国会周辺に12万人の大集会が開かれて、私も参加したんですけれども、それ以後も連日国会前に多数の人が出かけて行って抗議をしております。昨日、9月16日には3万5,000人が集まって、これは国会周辺だけではなく、全国で反対運動が広がっております。2,000カ所とも3,000カ所とも言われるところで、集会やパレードが行われております。こうした国民の声を無視して法案を強行採決されるとすれば、民主主義の破壊ではないでしょうか。そういうことで、2つ目、ぜひ採択をしていただきたいと思えます。

最後に、15日に中央公聴会が開かれまして、ただ一人公募者から選ばれましたSEALsという団体があるんですが、SEALsというのは、自由と民主主義のための学生緊急行動というのだそうですが、この奥田愛基さんという人、23歳ぐらいかな、若い人ですが、こんなことを新聞で読みました、言っていること。「政治的無関心と言われた若い世代が動き始め、この国の民主主義のあり方、未来について、主体的に一人一人考え、立ち上がっています。どうか政治家の先生たちも、この国民の意見を聞いてください。勇気を振り絞り、尊い行動を行ってください」、このように訴えました。

明治憲法のもとでは、主権は天皇にありましたので、戦争を起こす、これは天皇であったんですけれども、国民一人一人には責任がなかったわけですが、今は国民主権でございますので、もし戦争が起こったら、今度は私たち一人一人に責任が生じてくるのではないかと、このようなことを考えまして、奥田さんが言われるように、一人一人主体的に考えて、請願に賛成をしてくださることをお願いいたしまして、ちょっと長くなりましたが、意見を言わせていただきました。どうかよろしく申し上げます。

○議長（鈴木基次君） それでは、委員長報告に対する賛成の立場で意見があれば討論をお願いします。碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 3番、碓井です。

ちょっと、お聞きした中で、主観がどうのこうのというのがあるんで、そういうところは言わないようにとは思いますが、実際憲法第9条ができて、その後何があったか。竹島で日本の方が4人殺されています、韓国軍に。PKOで、カンボジアで文民警察

官が1人殺されています。あの文民警察官が乗った車両が、あの当時、警察官は彼1人でした。あとは全員軍人でした。基本的には、自衛官が行ったらよかったんやと思うんですけども、法整備云々があったんで警察官が行っていました。あの警察官が何で殺されたか。襲われたときに、ほかの軍人はみんな車から逃げました。あの警察官は車へ隠れました。これは、やっぱり訓練ができていないか、この差やと思います。これは事実なんで、ここだけちょっと押さえさせていただきます。

それで、私は、今回の安全保障に対しては賛成の立場です。ですが、防衛と外交は国の専権事項であるんで、とやかく中を言うことは、この場ではいたしません。そこで、今言われているのは、この請願に対して、我が美浜町議会は、この請願を出すか出さないかというところが争点やと思うんですけども、この今回の安全保障、去年の7月1日に閣議決定されています。その後の衆議院選挙で、公約として、自民党はこの安全保障をやっていくと、民主党は取り下げてもらおうと、こういう公約で選挙を戦っています。この選挙の結果が今の結果です。

それで、日本は議会制民主主義ですよ。皆さん、もうご存じのとおり議会制民主主義の国です。ですので、公約があって、その公約を認めて出てきた選挙結果、これに議会がとやかく言うのは、これは自分たちのしている場所、この足元を、議会制民主主義あやふややでと、俺ら、あやふやなところにいるんやでと言っているようなもんやと思うんです。ですから、一般の方が、デモしたり、ストしたり、それは反対の立場の方もおるんで、それはもう十分理解しますし、何ぼしてもいいとは思いますが。ただ、議会からこういう請願を議会制民主主義の末席にいる私たちがそういうのを出していくというのはいかなんか、そういう意味で、この請願に対して反対させていただきます。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 反対と賛成が交互に行われる。私、賛成でも反対でもございせんけれども、私の発言ができないのなら、どっちだと解釈して下さっても結構ですけども。実際問題、衆参両議院で二百何十時間審議されたと言います。確かに、こちらも申しますように、国のことは国へ任せたらいいんじゃないかと、そういう話もございせん。しかし、請願を出す権利があり、その請願の意見としてまとめて国に送る権利というんか、義務もある中で、それなりの判断をしなくてはいけないというのは当然のことだと思います。そして、この議場にお集まりの方、皆共通して言えるのは、戦争はしたくないと。その1点は、間違いないと思います。

その中で、国で何時間議論したかどうかは知りません。私も、この請願が出たんで、少しパソコンで、ほんなら国家安全保障法案というものはどういうものかと開いてみました。すごい量なんです。それを、委員会の中で、僕、3回開かれたんかな、最初のは、これが付託されましたということも勘定したら4回になるんでしょうけれど、4回のトータル時間が、多分、4時間もないと思うんです。2時間、3時間ぐらいしかしていないと思うんです。結局、請願文書以外、何の参考資料もなしに、パソコンで開いたら、それらし

きものが出てくる以外、何もしません。それで、委員長と本町の、国の結論が出る前に、やっぱり国のほうにそういう意思表示をしなければいけないという気持ちも理解します。しかし、わずかその少ない時間で結論を出すということは、私には、少なくとも無理でございませぬ。

ただ、皆さんが戦争はしたくないという思いで、そういう行動をとっているということ、双方、私は自覚しますが、賛否には私は参加がしたくありませんので、そういう理由で退席させていただきます。

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから請願第3号 集団的自衛権行使にかかわる関連法案に反対を求める請願についてを採決します。この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手少数）

○議長（鈴木基次君） 挙手少数です。したがって、請願第3号 集団的自衛権行使にかかわる関連法案に反対を求める請願については不採択とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時五十二分休憩

———・———

午前十一時五十三分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第9 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町議会会議規則第128条の規定によってお手元に配付してあります議員派遣の件のおりと決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付してあります議員派遣の件のおりと決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時五十三分休憩

———・———

午前十一時五十四分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

追加日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から目下委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年美浜町議会第3回定例会を閉会します。

午前十一時五十五分閉会